

5. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

55,326千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

349,528千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	27,613	13,660			4,038	9,915
	児童手当	63,840	54,745			2,632	6,463
	障害者自立支援事業	84,538	50,109			9,965	24,464
	子ども子育て支援事業	12,307	7,326			1,442	3,539
	小計	188,298	125,840	0	0	18,077	44,381
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	43,166	32,374			3,124	7,668
	後期高齢者医療広域連合負担金	29,007				8,396	20,611
	介護給付費繰入金	66,276				19,183	47,093
	介護保険地域支援事業繰入金	8,200				2,373	5,827
	小計	146,649	32,374	0	0	33,076	81,199
保健衛生	フオロ一健診	3,000	0			868	2,132
	母子保健事業	4,139	155			1,153	2,831
	疾病予防対策事業	7,442	8			2,152	5,282
	小計	14,581	163	0	0	4,173	10,245
合計		349,528	158,377	0	0	55,326	135,825

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。